

写

事 務 連 絡
令和3年5月25日

(別記) 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症患者の治療に必要な 人工呼吸器無償譲渡について

新型コロナウイルス感染症対策については、御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、医療提供体制の整備を進めていただいているところですが、人工呼吸器については、「新型コロナウイルスに関連した感染症の爆発的な拡大に備えた人工呼吸器等の安定供給について」（令和2年4月7日付け事務連絡）による業界団体への要請及び個別の要請などにより、各メーカーにおいて国内在庫等の確保に取り組んでいただきました。

今般、医療機関において必要に応じ人工呼吸器を使用できるよう、厚生労働省にて人工呼吸器を購入し、医療機関へ無償譲渡することといたしました。

譲渡する対象製品、申請方法、譲渡方法及び留意事項等は下記のとおりですので、貴会会員に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を都道府県宛てに送付していることを申し添えます。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本臨床工学技士会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
公益社団法人 日本歯科技工士会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
一般社団法人 全国公私病院連盟
社会福祉法人 恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
全国厚生農業協同組合連合会
健康保険組合連合会
独立行政法人地域医療機能推進機構
宮内庁長官官房秘書課
法務省矯正局矯正医療管理官
文部科学省高等教育局医学教育課
総務省自治行政局公務員部福利課
防衛省人事教育局衛生官
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

記

1. 対象となる人工呼吸器の機種

別添に記載する人工呼吸器となります。詳細は2.に記載する申請が開始する令和3年6月1日より、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」（以下「G-MIS」という。）からカタログ等を御確認いただけます。

なお、製品に関するお問い合わせは、別紙及びG-MIS上に掲載しております各メーカーまでお願いいたします。

2. 申請方法及び譲渡方法

譲渡の申請は下記の入力期間中、G-MISにて受け付けます。人工呼吸器の無償譲渡にかかる専用ページを新設しましたので、以下のURLからアクセスの上、必要情報を入力し、申請してください。御入力に当たっての操作方法は、同専用ページに掲載するWebフォーム入力マニュアルを御参照願います。

G-MIS URL :

https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/recordlist/SurveyAnswer__c/00B2r000002fWncEAE

※ Web フォーム入力マニュアルは後日G-MISへ掲載いたしますので、御参照願います。

譲渡対象医療機関 : 人工呼吸器を使用する全国の病院（診療所を除く）

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大と需給逼迫に備えた備蓄でもあることから、現在、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていない病院からの申請も可能です。

申請期間 : 令和3年6月1日（火）正午から6月30日（水）18:00まで

譲渡時期 : 令和3年8月以降順次（予定）

※ 各医療機関からの希望を踏まえ、国において譲渡機種及び数量を調整した後、メーカーから、譲渡機種設置に関する日時調整等を直接各医療機関宛御連絡させていただきます。質問項目に担当者情報の入力欄を設けておりますので、その旨御了承の上、入力をお願い致します。

3. その他の留意事項について

以下の事項について、必ず御確認いただき、御了承いただいた上で希望機種及び数量等を御入力願います。

- ・ 人工呼吸器の無償譲渡は令和3年度限りの事業となりますので、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人工呼吸器の需給逼迫に備えた備蓄も考慮した上で、必要数量を十分に御検討ください。
なお、記載いただいた数量については、受け入れ可能という前提で数量調整を行います。譲渡数量の決定後は厚生労働省からの連絡なく、直接メーカーから設置等についてご連絡しますので、個社に数量変更についてご連絡いただいても対応ができません。受け入れができない過剰な数量を記載することがないように、ご留意ください。
- ・ 人工呼吸器の機種によって、付属する構成品が異なりますので、希望数量の御入力に当たっては G-MIS に掲載するカタログ等を十分に御確認ください。
- ・ 譲渡希望数が国の保有数を上回る場合には、必ずしも御希望どおりの数量を配布することができません。なお、その場合は新型コロナウイルス感染症患者受入実績等を優先し調整いたしますので、予め御了承願います。
なお、国における保有台数の目安については、別添をご覧ください。
- ・ 今回譲渡する製品については、特定保守管理医療機器に該当します。譲渡後は関係法令を遵守し、適切に保守管理を実施してください。また、今回譲渡する製品の保証期間は、厚生労働省が各メーカーから購入した日（令和3年3月31日）より1年間となっております。譲渡にあたっては、当該保証の残存期間を引き継ぎますが、保証内容及び保証期間後の保守点検に関しては各メーカーに御確認ください。

本無償譲渡スキームに関する問い合わせ

厚生労働省医政局経済課 清岡

電話：03-3595-3409（直通）

MAIL：kokyuki-haifu@mhlw.go.jp

（お問い合わせは原則メールにてお願い致します）

G-MIS（入力方法等）に関する問い合わせ

電話番号：0570-783-872

（土日祝日を除く平日9時～17時）